

令和5年度（2023年度）
くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業
募集案内



©2010 熊本県くまモン

令和5年（2023年）4月
熊 本 県

問い合わせ先

熊本県 企画振興部 地域・文化振興局 文化企画・世界遺産推進課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番地1号

TEL 096-333-2153 FAX 096-381-9829

MAIL bunkasekai@pref.kumamoto.lg.jp

提出書類様式については、熊本県庁ホームページでダウンロードできます。

I 募集について

1. 趣 旨

本事業は、官民出資による世界チャレンジ支援基金を活用して芸術家を目指す学生や若手芸術家の海外航空費を支援することにより、海外での実践的な研修等に従事する機会を提供し、若者の海外チャレンジ意欲の向上を図るとともに、本県の将来の文化芸術を担う人材や文化芸術の振興に貢献する人材を育成することを目的とします。

2. 募集枠、募集期間等

●募 集 枠 / 6人程度（予算の範囲内）

●募 集 期 間 / 令和5年(2023年)4月14日(金)～5月31日(水) 消印有効【申請者→熊本県】

●内示通知時期 / 令和5年(2023年)6月下旬【熊本県→申請者】

※応募状況により、追加募集を行うことがあります。

3. 研修等可能期間

令和5年(2023年)7月1日(土) ～ 令和6年(2024年)3月19日(火)

4. 対象となる研修等

(1) 本制度の対象となる研修等

ア 海外芸術研修（海外の芸術団体や学校等により実施される海外芸術研修、芸術レッスン等）

イ 海外芸術コンクール（海外の著名な芸術コンクール、芸術コンテスト等）

(2) 「芸術」の分野

美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術、映画、メディア芸術等

※本事業の趣旨に該当すると審査委員会が認めるもの

5. 対象者の要件

補助対象者は、芸術家を目指す学生や若手芸術家で、次に掲げる要件のすべてに該当する者としてします。

(1) 令和5年(2023年)4月1日時点で15歳以上30歳未満であること。

(2) 以下のいずれかに該当すること。

①本縣市町村の住民基本台帳に登録され、現に居住している者

②熊本県内の高等学校・大学等に在籍している者

③熊本県内の高等学校・大学等を卒業した者

(3) 専門とする芸術分野で一定の活動歴があり、将来性が見込まれ、当該分野に係る学校又は団体の推薦があること。

(4) 外国での研修に堪える語学力を有すること。

(5) 研修等の受入先が確保されていることが証明できること。

(6) 保護者の同意があること。（高校生又は18歳未満の者に限る。）

(7) 研修等の開始時には義務教育を修了していること。

(8) 研修等が、令和5年(2023年)7月1日から令和6年(2024年)3月19日までの間に実施されるものであること。

【注意】

・原則として、他の機関が実施する類似制度や留学制度（文化庁新進芸術家海外派遣制度、熊本県芸術文化振興会助成事業等）との併用はできません。奨学金との併用は可能です。

- ・学校等に在籍又は会社等に勤務している場合は、所属先とよく協議の上、応募してください。
- ・過去に本事業の採択を受けたことがある場合でも、申請は可能です。ただしその場合は、申請内容が、過去に採択された研修・コンクールよりもステップアップしていることが必要です。また、1人あたりの採択回数は2回までとなります。なお、申請者が多い場合は、初めて申請する方を優先することがあります。

6. 補助内容

- ・補助対象経費は、熊本県（県外にお住まいの場合は、現在居住する住所も可）と研修等を行う場所（以下「研修地」という）とを結ぶエコノミークラスの実費往復航空運賃及び講習費（研修参加費）とします。
※研修地は1カ所を原則とします。特別の事情により、研修地が2ヶ所以上になる場合、研修地間の移動旅費は補助対象外です。
- ・補助金額は、対象者1人につき30万円を上限とします（実費往復航空運賃と講習費の合計で30万円までを補助）。
- ・燃油サーチャージ、空港使用料、手数料、諸税その他費用は支給されません。
- ・補助金の交付は、原則として、帰国後かつ実績報告書提出の後です。（事前に請求があれば、交付決定額の1/2を限度として交付することができます。）
- ・研修等可能期間前に出発する場合は、補助の対象となりません。
- ・研修等可能期間後に帰国する場合は、航空運賃のうち往路のみが補助の対象となります。但し、実績報告書を令和6年（2024年）3月22日までに熊本県に提出する必要があります。
- ・県からの内示日より前に航空運賃又は講習費を支払っている場合は、補助対象外です。ただし、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません。

7. 応募方法

下記の提出書類等一覧のとおり、申込書及び添付書類等を、熊本県文化企画・世界遺産推進課へ郵送又は直接提出してください。（郵送の場合、募集期間最終日の消印有効）

【提出書類等一覧】

提出書類等	様式
くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業申込書	第1号様式
研修等計画書	別添様式①
推薦書（本人の芸術活動を証明できる学校や団体によるもの）	別添様式②
誓約書	別添様式③
住民票の写し又は戸籍の附表等	
熊本県内の高等学校・大学等に在籍又は卒業したことを証明できる書類 ※熊本県内市町村の住民基本台帳に登録され、現に居住している方は不要	
研修やコンクールの内容が記載された書類	任意様式
往復航空費の見積書等経費の内容が分かる書類	任意様式
講習費（研修参加費）が記載された書類（研修やコンクールの要項等） ※講習費の補助を申請する者のみ提出	任意様式
自己PR動画（5分以内） ※本事業への申請の志望動機や意気込みなどを話している動画を添付	USB 若しくはDVD 又は ギガファイル便
その他、参考となる資料（15分以内） ※申請者の技術や活動状況が分かる動画を添付（動画が提出できない場合は音源、写真等も可）	USB 若しくはDVD 又は ギガファイル便

※不明な点は、表紙の問い合わせ先（熊本県文化企画・世界遺産推進課）までご連絡ください。

8. 審査日程

- (1) 審査会 令和5年(2023年)6月中旬
- (2) 審査結果の通知(内示) 令和5年(2023年)6月下旬
 - ・結果は申請者全員に連絡します。

9 審査結果の開示について

この事業の審査結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。申請者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証等)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間(正午から午後1時までを除く。)に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

- ・開示請求できる人 令和5年度(2023年度)くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業申込者
- ・開示内容 総合得点、総合順位
- ・開示期間 審査結果の内示日 ~ 審査結果の内示日から1か月を経過する日
- ・開示場所 熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課
(県庁行政棟本館6階)

II 留意事項

1. 研修等計画書(申込書別添様式①)について

- (1) 研修等計画書の記載内容について交付決定後に変更する場合は、承認を受ける必要があります。
- (2) 原則として、研修等先での受入が認められていることを条件とします。受入に関し、特別な事情がある場合は書類選考で審査します。
- (3) 研修地は1ヶ所を原則とします。(特段の事情がある場合は、複数の研修地を認める事があります。)
- (4) 研修等は、専門性の高い内容で、現地でのみ従事することが可能なものを対象とします。なお、研修等に従事することにより収入を得る場合は、本制度の対象となりません。
- (5) 研修等期間中は、研修等に専念する義務があります。原則として、他の仕事(雇用契約を結び収入を得るなど)に就くこと、特段のやむを得ない事由以外で一時帰国をすることは認められません。(一時帰国に伴う航空費は自己負担です。)
- (6) 提出した書類については、記載内容に関して問い合わせることがありますので、必ず写しを保管してください。

2. 査証(ビザ)について

外国に滞在し、研修する際には、ビザが必要となる場合があります。応募の際には、あらかじめ研修国のビザ取得が可能であることを確認してください。なお、国によってはビザ取得にかなりの時間を要する場合がありますので、手続きは早めに行ってください。

3. 交付申請書について

内示を受けた場合には、交付申請書の提出が必要です。添付書類について、当初提出した書類と同じ場合は不要です。

4. 実績報告書について

研修等期間終了（帰国）後 30 日を経過した日又は令和 6 年(2024 年) 3 月 2 2 日のいずれか早い日までに実績報告書を熊本県に提出しなければなりません。

【添付書類】

- 研修等実施報告書
- 受入先の研修を修了したこと又はコンクールに出場したことを証する書類および日本語訳文（任意様式）
- パスポートの写し ※航空機利用が分かる箇所
- 航空券領収書
- 講習費（研修参加費）領収書（講習費の補助を申請する者のみ提出）
- 研修等の様子がわかる写真等の記録

5. 住所変更について

内示（補助採択）後、住所の変更がある場合は、すみやかに「住所変更届」（任意様式）を提出してください。

Ⅲ 記入上の注意事項

書類及び動画の状況も審査対象となります。下記に従って書類を作成し、記入漏れや、不備の無いようご注意ください。また、提出の際には別記第 1 号様式にあるチェックリストを活用し、提出書類の最終確認をしてください。受付後の書類の差し替え、訂正はできません。

なお、提出された書類は添付資料を含め、返却しませんのでご注意ください。

別記第 1 号様式 「くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業申込書」

【日付】

- ・申込書を提出する日付を記入してください。

【住所・氏名（本名）】

- ・申請する日現在居住する住所を記入してください。

【研修等名】

- ・研修等の名称を端的に記入してください。

例) オペラ声楽研修、フランス印象派絵画研修、ブザンソン国際指揮者コンクール

【研修等先】

- ・国名、都市名を記入してください。研修先が複数になる場合は、全ての研修先を記入してください。

【研修等期間】

- ・出発予定日及び帰国予定日を記入してください。
- ・帰国予定日が研修等可能期間以降の場合は、航空運賃のうち往路のみ補助の対象となります。

【交付申請予定額】

- ・熊本県（県外にお住まいの場合は現在居住する住所も可）と研修地のエコノミークラスの実費往復航空運賃及び講習費（研修参加費）が対象。合計費用のうち、30 万円まで補助します。

例) 往復航空運賃及び講習費の合計が 25 万円の場合、補助額は 25 万円。

往復航空運賃及び講習費の合計が 40 万円の場合、補助額は 30 万円。

- ・内訳は、往路、復路それぞれ、熊本空港～国内〇〇国際空港～外国□□国際空港～研修地（△△空港）など、経路と予定経費を記入してください。

【添付書類】

- ・同封の書類について、該当するものにチェックを入れてください。

申込書別添様式①「研修等計画書」**【申請者住所連絡先】**

- ・現住所を記入してください。住民登録地が現住所と異なる場合は、住民登録地も記入してください。

【熊本県内居住歴】

- ・現住所が熊本県外の場合のみ、熊本県内に居住していた期間を記入してください。

【生年月日】

- ・年齢は令和5年(2023年)4月1日時点の年齢を記入してください。

【学校名・学部(学年)・勤務先・職業・所在・連絡先】

- ・学生の場合は、学校名、学部、学年を記入してください。
- ・お勤めの方は、職業、勤務先、所属課名を記入してください。
- ・独立して活動している場合は「フリー」と記載してください。
- ・学校又は勤務先の連絡先は、必ず記入してください。

【高等学校・大学等】

- ・現在在籍している又は過去に在籍していた高等学校・大学等の名前を記入してください。
- ・要項第3条(2)①に該当する場合は記載不要です。

【研修等区分】

- ・どちらか該当する方にチェックを入れてください。

【芸術分野】

- ・該当するものにチェックを入れてください。この分野以外の希望があれば具体的に記入してください。

【専門分野】

- ・芸術上の専門を細かい分類で書いてください。

【研修等実施機関名】

- ・受入先の機関(団体・学校名)を記入してください。

【研修等全体の資金計画】

- ・研修等に要する費用の収支の内訳を記入してください。具体的に金額が確定していないものはおよその額で記入してください。
- ・収入と支出の合計が一致するように記入してください。

【志望動機・ねらい】

- ・海外で学ぼうとした動機や今回の研修でどんなことにチャレンジしたいのかなど、具体的に記入してください。

【研修等のスケジュール・内容】

- ・研修等のスケジュール、内容について時系列に記入してください。
- ・コンクール等参加の場合は、コンクール等の具体的なスケジュールを記入してください。

【期待される成果】

- ・今回の研修等により期待される成果、今後の芸術活動にどのように活かしていくのかなど具体的に記入してください。

【学歴】

- ・高校以上の学歴について記入してください。

【芸術活動の履修歴、業績、受賞歴等】

- ・専門教育を受けた学校名や卒業、修了等の別と、その年月を記入してください。特定の師事者による

【講習費（研修参加費）が記載された書類】

- ・ 研修やコンクールの要項等、講習費（研修参加費）が記載された書類を提出してください。なお、講習料の補助を申請しない者については、提出不要です。

【自己PR動画】※

- ・ この動画は、審査会時に審査員の方に見ていただく、大切な審査対象資料となります。
- ・ 本事業への申請の志望動機、過去や現在の活動状況、研修等への意気込みなどを話している動画を添付してください。
- ・ 自己PR動画の収録時間は5分以内にしてください。

【その他、参考となる資料】※

- ・ この動画は、審査会時に審査員の方に見ていただく、大切な審査対象資料となります。
- ・ 芸術活動の実績や、技術、活動状況等が分かる動画を添付してください。（動画が提出できない場合は音源、写真等も可とする）
- ・ 映像資料や音楽資料については、冒頭から収録する必要はなく、最も自分をアピールできるところが確認できるように編集してください。
- ・ 映像資料や音楽資料の収録時間は1曲・1作品5分以内、全体で15分以内にしてください。

※自己PR動画及びその他、参考となる資料について

- ・ 自己PR動画及びその他、参考となる資料について（映像資料や音楽資料）、USB若しくはDVD又はギガファイル便にて提出してください。
- ・ ギガファイル便にて提出する場合は、以下のメールアドレスあてに送信してください。また、動画は可能な限り、mp4形式で作成してください。

【 bunkasekai@pref.kumamoto.lg.jp 】

- ・ DVDにて提出する場合は、一般の日本製DVDプレーヤーで再生可能なDVDビデオ形式にしてください。DVDはハードケース（不織布不可）に入れてください。
- ・ DVDの盤面及びハードケース若しくはUSB又はギガファイル便にて送付するファイル名には、「応募分野」、「氏名（本名）」を明記してください。

以下は、内示（補助採択）を受けた方が、提出する書類です。

別記第3号様式（第8条関係）「補助金交付申請書」

- ・ 1～4 別記第2号様式「内示通知書」に記載された内容をもとに記入してください。
- ・ 5 添付書類 ※当初提出した書類と同じ場合は、不要
同封の書類について、該当するものにチェックを入れてください。

【受入先の承諾書等受入を証する書類及び日本語訳分】

- ・ 「受入承諾書」は、現地の受入を証明する重要な書類です。補助金交付決定日までに「受入承諾書」を熊本県文化企画・世界遺産推進課へ提出してください。様式は任意です。
- ・ 下記の必要記載事項のとおり、「受入期間」「承諾の日付」「承諾者の名前」を満たした書類を提出してください。
- ・ 「受入承諾書」は写しを提出してください。原本は申請者本人で保管してください。
- ・ 「受入承諾書」には、日本語の訳文を必ず添付してください。

（必要記載事項）

○受入期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

※研修等期間を満たす期間を必ず明記すること。

○承諾の日付

○承諾者の名前

【往復航空費の見積書等経費の内容が分かる書類】

- ・熊本（県外にお住まいの場合は現在居住する住所も可）と研修地の往復経路、航空費の記載された書類（旅行業者等の発行する見積書等）を提出してください。

【講習費（研修参加費）が記載された書類】

- ・研修やコンクールの要項等、講習費（研修参加費）が記載された書類を提出してください。なお、講習料の補助を申請しない者については、提出不要です。

別記第5号様式（第10条関係）「補助金変更申請書」

※研修等計画の主要部分の変更、補助対象経費の増額や30%を超える減額など、当初申請した研修内容から変更があった場合に必要

- ・1～4 変更のあった箇所について記入してください。変更前も記入してください。（当初申請した内容より変更が無い場合は記入不要です。）
- ・5 変更理由
変更になった理由について簡潔に記入してください。
- ・6 添付書類 ※当初提出した書類と同じ場合は、不要
同封の書類について、該当するものにチェックを入れてください。

別記第8号様式（第12条関係）「補助金実績報告書」

- ・1～4 研修の実績を記入してください。
- ・5 添付書類 同封の書類について、該当するものにチェックを入れてください。

実績報告書別添様式「研修等実施報告書」

- ・研修等の経過・内容
実施した研修等の経過及び内容等を具体的に記入してください。
- ・研修等の感想・成果・今後の予定
実施した研修等の感想や成果、今後の予定等について、具体的に記入してください。

別記第10号様式（第14条関係）「補助金交付請求書」

- ・1～4 別記第8号様式「実績報告書」のとおり記入してください。
- ・5 別記第9号様式「補助金交付確定通知書」に記載の金額を記入してください。
- ・6 補助金振込先
振込みを希望する金融機関名、口座番号等を記入してください。
ただし、口座名義人は本人名義のものに限ります。
- ・18歳未満の方は、保護者名義の口座も可能ですが、その際、委任状の提出が必要となります。

別記第11号様式（第14条関係）「概算払申請書」

※特別な事情により事前に補助金（交付決定額の1/2を限度とする）の交付を請求する場合に必要。

- ・概算払を必要とする理由
概算払が必要な理由を、具体的に記入してください。

別記第12号様式（第14条関係）「補助金概算払請求書」

※別記第11号様式「概算払申請書」とともに提出

- ・6 補助金振込先
振込みを希望する金融機関名、口座番号等を記入してください。
ただし、口座名義人は本人名義のものに限ります。
18歳未満の方は、保護者名義の口座も可能ですが、その際、委任状の提出が必要となります。

令和5年度(2023年度)くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業の補助金交付までの流れ

